

【病状確認書③】

『インフルエンザ』（保護者記入）

インフルエンザと診断された方については、登園停止の措置を行っています。この措置は、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、保育園と医師に求められているものです。登園に際して、下記の記入欄に確認事項を記入し、治癒後最初の登園日に園へ提出してください。

インフルエンザの登園停止期間について ※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より	発症した後5日を経過し、かつ 解熱した後3日を経過するまで
--	----------------------------------

<登園停止期間の数え方>

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱	1日目	2日目	3日目		登園OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK	
発症後4日目に解熱した場合					解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK

※解熱後3日の根拠（厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より）

「幼児にあたっては（解熱後）3日」とされた理由は、15歳以下、特に3歳以下ではウイルス残存率が高いという報告があり、幼若年齢層、特に3歳以下の場合、生まれて初めて罹患した可能性が高く、抗体を保有しない場合が多いため、ウイルス排泄期間が長くなる可能性が指摘されているからです。

また、解熱したということだけでは、患者自身の体調・体力が十分に回復したとはいえず、特に乳幼児期においては、いったん解熱しても再度発熱することもあり、他の子どもへの感染の拡大防止に加え、子どもの健康を守るという観点から、従来より1日長い日数が設定されました。

保育園園長殿

クラス： _____ 園児名： _____

病名： インフルエンザ _____ 型（ _____ ）

発症日時： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ ） _____ 時から

診断日： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ ）

解熱日（1日を通して熱が上がらなかった日）： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ ）

登園停止期間： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ ）～ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ ）

診断した医療機関名・医師名： _____

以上の通り、間違いありません。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____